

令和5年10月30日

建設水道委員長

山谷 よしひろ 様

提出者

建設水道委員 武次良治

賛成者

建設水道委員 岩永敏博

同 野口 達也

同 山本信幸

同 平野 剛

同 梅本 圭介

同 _____

同 _____

同 _____

第143号議案「令和4年度長崎市一般会計歳入歳出決算」のうち、建設水道委員会に付託された部分に対する附帯決議について

上記の附帯決議案を、別紙のとおり提出します。

第143号議案「令和4年度長崎市一般会計歳入歳出決算」のうち、建設水道委員会に付託された部分に対する附帯決議（案）

本決算の第8款土木費における稲佐山公園の指定管理に係る委託については、指定管理者と市の双方の協定に基づき、利用料金収入の実績が協定に基づく提案額を超えた金額について、原則として指定管理者は全額を市へ納付することとなっているが、令和4年度中に納付しなければならない納付金である4,810万9,499円が納付されず、令和4年度決算の歳入において収入未済となっているとの報告がなされた。

本件については、令和5年3月に、指定管理者から令和4年度の納付金については、収入の増額のみではなく、支出の実態を踏まえて納付金を減額調整してほしい旨の申入れがあったことから、同年5月に市に提出された収支決算書等により支出の実態も踏まえた精査が行われている。

精査の結果、スロープカーの安全運行に当たり必要な人員配置と、市が当初から積算している人員配置とでは必要な人員が不足していることを確認し、不足分について追加補正する予算案が令和5年9月定例会に提出されたが、本委員会ではこれを減額修正したところである。

しかしながら、納付金を納めることについては、支出の実態とは切り離して考えるべきであり、協定書に定めている納付金の納入が会計年度内になされなかったことは、指定管理者としての適格性を問われかねない大きな問題である。

また、市はそのような状況であるにも関わらず、指定管理者に対し速やかに納付金を納めてもらう努力を怠っていたと言わざるを得ない。

それらの理由が市の積算誤りによる委託金額の変更に起因しているものであると考えられるが、このようなことが認められると、他の指定管理者への影響は大きく、指定管理者制度の根幹を揺るがしかねない。

よって、理事者においては、今後このようなことが二度と起きることがないように、指定管理者に対する日頃からの適正なモニタリングに努めるなど再発防止策を講じるとともに、この問題の重さを認識し、議会及び市民に対して時期を失することなく説明責任を果たすよう強く要請する。